

既存不適格建物の耐震強化推進策について

- ・基本は新規建築物と同じなので、規制が可能という前提。誘導措置は実質的に規制と同じような効果のあるものを考案すべきことになる。「任意の強制」で建て替えに追い込むための仕組みが必要。
- ・地震災害の特質として、生起の不確実・被災の不確実・被災程度の予想困難・耐震化の高負担からすると、耐震化しないという意思決定は十分に合理的なので、これを凌駕するだけの規制ないし誘導方法が必要。そこで、インセンティブとして、既存の規制の緩和を補助金・低利融資にセットする、ディスインセンティブとして、環境税ならぬ防災税を合わせて課す、あるいは防災税を免除するというのも一案。開発許可、建築基準を視野に入れることは不可欠。
- ・被災後に補償という案は、効果・メリットが見えにくく、動機づけに弱いのでは？
- ・豪邸と簡素な家で補償の全体額が異なるのは社会的了解が得にくいのでは？

予知情報利用について

- ・情報提供行為そのものの正当化が必要。情報は「原状回復の困難な危険物」という本質的特性があり、こうした観点からの配慮が不可欠。

その他

- 1 地震災害に対する行政責任の根拠は、基本的には、20世紀型の福祉国家理念ではなく、19世紀型秩序維持にあり、私人の財産権等に対する規制は内在的制約と捉えられる。
- 2 企業の防災対策への取り込みは、公団、特殊会社等とならばパブリック・セクターと構成する、個人ならびに一種の公用負担と構成する、第三の 카테고리（「共助」？）を構成する、などが考えられる。民間企業の創造性・自発性を奪わない前提で、が無難か。
- 3 耐震化を義務づけ、不服従者に対する制裁としての氏名公表は、法律・条例の根拠が必要であり、事前手続の整備が不可欠である。いずれにしても氏名公表への過大な期待は禁物であり、過料・罰則等の活用が本則。